規約

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 本会は、日野市立七生緑小学校 PTA と称し、事務所を七生緑小学校におきます。 (所在地:日野市百草 896-1)

第 2 章 目的および活動

- 第 2 条 本会は保護者と教職員が協力し、本校児童のよりよい成長を願って児童の教育への必要な支援 を行うことを目的とします。
- 第 3 条 その主な目的は、以下が中心です。
 - 1. 児童の環境を守る
 - 2. 児童の学校生活をより良くするためのサポート
 - 3. 学校行事への協力
 - 4. 学校と地域と家庭のパイプ役
 - 5. 会員を問わない、全保護者同士のコミュニケーション
 - 6. 会員を問わない、全保護者の子育てに関する情報交換の場の提供
 - 7. 保護者会のサポート
 - 8. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う

第3章 方 針

- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動します。
 - 1. 特定の政党や宗教に偏らず、また営利を目的とするような行為はしません。
 - 2. 公の選挙のための活動をしません。
 - 3. 学校の管理や人事に干渉しません。
 - 4. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「PTA 個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとします。

第4章 会員

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者並びに教職員とし、会の主旨に基づいて活動します。

第 6 条 すべての会員は、平等の権利と義務を有します。

第5章 会費

第 7 条

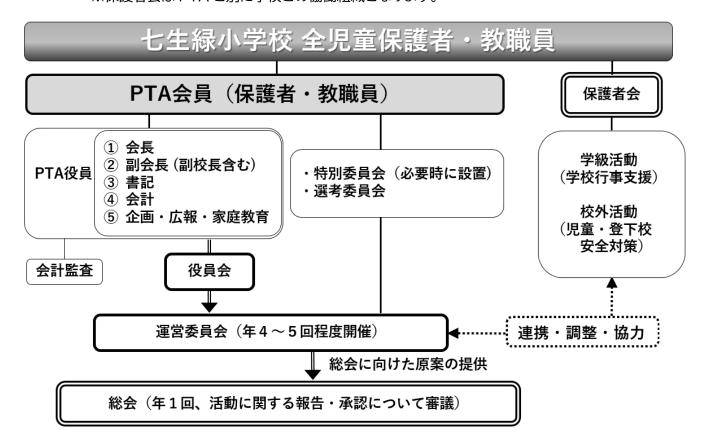
- 1. 本会の児童保護者は会費として、在学児童 1 名で年額 600 円を納入します。
- 2. 本会の教職員会員は会費として、年額600円を納入します。
- 3. 毎年度、会費は決算報告後、余剰金がある場合は返金します。
- 4. 余剰金のうち、割り切れない端数については『あしなが育英会*』へ寄付するものとします。 ※近隣かつ、どんな少額端数でも恒常的に受け入れ可能な施設のため。
- 第 8 条 会費の納入は、年1回とします。

第6章 役員

- 第 9 条 本会に次の役員をおきます。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 3名(内一人は副校長)
 - ③ 書記 2名
 - ④ 会計 2名
 - ⑤ 企画·広報·家庭教育 2名
 - 上記人数は、必要に応じて変更することを可能とします。
 - ・ 常置委員会の広報委員会・家庭教育委員会と、季節委員会のおまつり実行委員会は廃止します が、本部の企画・広報・家庭教育を新設、機能移転し、特別委員会との連携で稼働を目指します。
- 第 10 条 役員は選考委員会の選考(立候補も含む)に基づき、総会の承認を得て決定します。
- 第 11 条 役員は次の職務を行います。
 - ① 会 長 ・・・・ 会を代表し、会務を統括します。
 - ② 副会長 ・・・・ 会長を補佐し、会長不在の際にはその職務を代行します。
 - ③ 会計 ・・・・会計事務及び定期総会における収支決算の報告を行います。
 - ④ 書 記 ・・・・ 会議及び諸活動についての記録・保管・議事録の作成を行います。
 - ⑤ 企画・広報・家庭教育・・・児童及び保護者の文化教養を深めるための活動、地域の交流を目的とした催しを行います。
- 第 12 条 役員の任期は1年とし、同一役職の留任は2年を限度とします。
- 第 13 条 役員に欠員が生じた時は、運営委員会で協議の上、補充することができます。

第7章 組織

- 第 14 条 本会を構成する組織は次の通りとします(組織図も参照)。
 - ① 総会 ② 運営委員会 ③役員会 ④特別委員会 ※保護者会は PTA と別に学校との協働組織となります。



第 15 条 総会

- 1. 総会は本会の最も大切な事を決定・承認するための組織であり、全会員をもって構成します。
- 2. 総会は会長が招集し、会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立します。
- 3. 賛否の決定権は議長を除く全会員にあり、決定は委任状の数と総会出席者の過半数とします。
- 4. 定期総会は年度当初に開き、次の事項を行います。
 - ① 前年度の活動報告及び決算報告
 - ② 本年度の役員及び会計監査委員の承認
 - ③ 本年度の活動方針及び予算の承認
 - ④ その他、重要事項の審議及び決定

- 5. 運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1の要請があり、且つそれを運営委員会が必要と認めた時、会長は臨時に総会を招集します。
- 6. 総会議長と書記は、その都度会員の中から選出します。

第 16 条 運営委員会

- 1. 運営委員会は、総会に次ぐ組織であり、役員、学校長をもって構成します。また、第三者的 立場かつ意見提供者の位置づけとして、事前に保護者会へ資料を提示し、参加を希望する 全保護者(会員を問わない)の出席が可能です。
- 2. 運営委員会は、次の事項を行います。
 - ① 役員会、保護者会の活動報告
 - ② 定期総会における本年度の活動報告及び決算書、次年度予算案の作成
 - ③ 当該年度の補正予算の承認
 - ④ 細則の審議、及び制定・改正
 - ⑤ その他、会の運営に必要な事項の審議

第 17 条 役員会

- 1. 役員会は会長、副会長(副校長を含む)、書記、会計、企画・広報・家庭教育、学校長をもって 構成します。
- 2. 役員会は会長が招集し本会に関わる全ての事項について把握し、事前に打ち合わせを行う 等、本会の円滑な運営を図ります。
- 3. 役員は、自校を活性化させるため、様々な情報収集に努めます。

第 18 条 委員会

PP T AA

【 選考委員会 】 次年度役員および委員を選出するための活動を行います。

【 特別委員会 】 運営委員会が必要と認めた時に設け、その任務の終了と共に解散します。 ※お祭りや家庭教育も含む、イベント開催時の実行委員など

※参考情報

h保 護 者 会 P PTAとは別に学校との協働組織となります

【 学級活動 】 学校と協力し児童の校内活動の助成、保護者の交流を推進します。

- 学級担任、また保護者同士の親睦をはかります。
- ・ 学校より任意で依頼された、学校行事の手伝いを行います。

【 校外活動 】 学校と協力し児童の安全な校外生活のための活動を行います。

- ・ 年1回の資源物回収に必要な業務を行います。
- ・ 校外地区ごとに、非常時の登下校対応を含めた親睦を図るための連携・調整を行います。

第8章 会 計

- 第 19 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充て、総会で承認された予算に基づいて活動します。
- 第 20 条 本会の予算は、運営委員会にて立案し総会で承認を得ます。
- 第 21 条 慶弔規定については細則に定めます。
- 第 22 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第9章 会計監査

- 第 22 条 会計監査は、本会の会計を監査し、定期総会にその結果を報告します。
- 第 23 条 会計監査は、前年度の委員・役員の互選により 2 名選出し、総会の承認をもって選任されます。任期は 1 年とします。

第 10 章 改 正

第 24 条 本会の規約は、総会において委任状の数と出席者の合計の 3 分の 2 以上の同意をもって改正することができます。

第 11 章 付 則

- 第 25 条 本会の運営に関し必要な細則の制定及び改正は、規約に反しない限り、運営委員会の議決を経て行うことができます。
- 第 26 条 学校長は学校を代表し、全ての会議に出席して意見を述べることができます。
- 第 27 条 本会が主催、共催する行事中における不測の傷害事故の補償は、活動災害補償保険で対応するものとします。
- 第 28 条 本規約は、平成 20年5月17日より実施します。

平成 23 年 4 月 23 日 一部改定 平成 25 年 5 月 8 日 一部改定 平成 26 年 2 月 15 日 一部改定 平成 30 年 5 月 2 日 一部改定

令和3年3月8日一部改定

細則

第 1 章 委員会と委員の選出

第 1 条 各委員会について

- 1. 各委員の選出は、会員のうち保護者を対象とします。
- 2. 各委員会には互選により、正副委員長をおきます。
- 3. 各委員会には、必要に応じて教員の担当者を置きます。
- 4. 各委員の任期は1年とします。
- 5. 正副委員長その他役職を選出する際、過去に役職を経験していない会員から優先的に互選されるよう留意します。

PP T AA

【 選考委員会 】

- ・役員と会計監査、会員保護者にご協力頂きます。
- ・ 会員より役員の立候補を受け付け、立候補者がいない場合は会員より広く推薦を受け た候補者を中心に選考します。
- ・ 選考委員が役員候補者に推薦された場合はその推薦を無効とします。但し、立候補だった場合はその限りではありません。
- ・ 役員候補者を決定し運営委員会に報告の上、総会の承認を求めます。
- ・ 選考委員会は役員候補者が総会において承認された場合に解散します。ただし不承認となった場合は引き続き選考を行います。

【 特別委員会 】 運営委員会が必要と認めた時、都度募集します。

※参考情報

保保 護 者 会会 規約第18条のとおりPTAの組織ではありません。

第2章 慶弔規定

第 2 条 本会の会員、及び会員の子どもで且つ七生緑小学校在学の児童が死亡した場合の
弔慰金は、10,000 円とします。

第 3 条 その他特別な事情がある場合は、運営委員会で審議し決定します。ただし急を要する場合は、役員合議の上で決定することができ、その場合は次回運営委員会で 承認を得ます。

第3章改正

第 4 条 本会の細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成で改正することができます。

第4章 付 則

第 5 条 本細則は、平成20年5月17日より実施します。

平成 23 年 4 月 23 日 一部改定 平成 24 年 9 月 19 日 一部改定 平成 26 年 2 月 15 日 一部改定 平成 28 年 3 月 2日 一部改定 平成 30 年 2月 25 日 一部改定

令和 3 年 3月 8日 一部改訂

日野市立七生緑小学校 PTA 個人情報取扱規約

- 第1条 この規約は、日野市立七生緑小学校 PTA(以下「本会」とします)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定め、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とします。
- 第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこないます。
- 第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいいます。
- 第4条 本会における個人情報の管理者は会長とします。
- 第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び各委員とします。
- 第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な 目的に使用しません。その役職を退いた後も同様とします。
- 第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示します。また、円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得します。
 - 1. 会員の氏名・連絡先(地区・電話番号・メールアドレスなど)
 - 2. 会員の子どもの氏名・クラス
 - 3. 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真
- 第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用します。
 - 1. PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成
 - 2. 各種行事の案内
 - 3. 資料等の送付
 - 4. 役員及び委員の選出

5. PTA 活動の諸連絡

- 第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱いません。
- 第 10 条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの棚に保管し適正に 管理します。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄します。
- 第 11 条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこないません。
 - 1. 法令に基づく場合
 - 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 3. 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると き。
 - 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の 遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 第 12 条 本会は、日野市立七生緑小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り 共同利用することがあります。
 - 1. 利用する項目:第7条で定める通り
 - 2. 利用するものの範囲: 日野市立七生緑小学校と本会
 - 3. 利用目的:第8条で定める通り
 - 4. 責任者: 第4条で定める通り
- 第 13 条 第三者(第 11 条第 1 項から第 4 項および、都、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存します。
 - 1. 第三者の氏名
 - 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 - 3. 提供を受ける対象者の氏名
 - 4. 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

- 第 14 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿って これに応じます。
- 第 15 条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告します。
- 第 16 条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について 説明を実施します。
- 第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 第 18 条 本規約は、総会において委任状の数と出席者の合計の3分の2以上の同意をもって改正することができます。
- 第18条 本規約は、令和3年4月1日より実施します。